

「鋼製防火戸に関する手引き」表記の訂正について

令和3年3月発行の「鋼製防火戸に関する手引き」につきまして、
下記の2ヶ所において誤表記がございましたので、訂正してお詫び申し上げます。

令和3年10月
一般社団法人 日本サッシ協会
スチールドア部会

5. 従来から継続する規定（主として耐火建築物に関する規定）

P6

防火設備の性能	建築物の分類	使用部位	基準法・施行令	告示構造規程
20分1号防火	耐火建築物 準耐火建築物	外壁で延焼のおそれのある部分	法第2条第九号の二ロ 令第112条第19項第1号	告示第1360号
20分2号防火	耐火建築物 準耐火建築物	竪穴区画 地階又は3階以上の階に 居室を有するもの	法第2条第九号の二ロ 令第112条第11項（竪穴） 令第112条第19項第2号	告示第1360号 告示第2564号
60分1号防火	耐火建築物	面積区画 1500㎡以内 ※スプリンクラー設置部分 の1/2は算定外	令第112条第1項（面積） 令第112条第19項第1号	告示第1369号 告示第2563号
60分2号防火	耐火建築物	竪穴区画 異種用途区画	令第112条第11項（竪穴） 令第112条第18項（異種用途） 令第112条第19項第2号	告示第1369号 告示第2569号

※1号防火とは、令第112条第19項に規定する遮煙性能を有しないもの。
2号防火とは、令第112条第19項に規定する遮煙性能を有するもの。



誤表記		訂正表記		訂正内容
	告示第1360号 告示第2564号		告示第1360号 告示第2564号	『2569号』を 『2564号』に訂正
	告示第1369号 告示第2563号		告示第1369号 告示第2563号	
全)	告示第1369号 告示第2569号	全)	告示第1369号 告示第2564号	

((2)省略)

(四号省略)

P173

(2項省略)

3 第1項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備 [周囲の部分 (防火設備から内側に15cm以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。) が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。第9項において同じ。] をいう。

一 90分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 75分を超え、90分以下である場合 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備

75分間防火設備 (特定防火設備)

イ 前号に定める防火設備

ロ 平成27年告示第250号第2第一号ロに適合する構造方法を用いる防火設備

ハ 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが1mm以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備

ニ 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが1.8mm以上の防火設備

ホ 厚さ30mm以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備



誤表記	訂正表記	訂正内容
<u>しゝは戸ヨナリを設ける</u> 閉鎖した際に露出しない	<u>しゝは戸ヨナリを設ける</u> 閉鎖した際に露出しない	
一 <u>90分を超える場合</u> 了時間当該加熱面以 の認定を受けた防火	一 <u>90分を超える場合</u> 了時間当該加熱面以 の認定を受けた防火	
二 <u>75分を超え、90分、</u> <u>75分間防火設備 (特</u>	二 <u>75分を超え、90分</u> <u>90分間防火設備 (特</u>	『75分間』を 『90分間』に訂正
イ 前号に定める防	イ 前号に定める防	
ロ 平成27年告示第	ロ 平成27年告示	
ハ 骨組を鉄材又は	ハ 骨組を鉄材又は	
設備	設備	

以上